

# 総合交通対策調査特別委員会 情報連絡

令和7年8月22日

情報連絡件名	頁
(1) 足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する 条例施行規則の一部改正について	2

(都市建設部)

# 総合交通対策調査特別委員会情報連絡

令和7年8月22日

件名	足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則の一部改正について
所管部課名	都市建設部交通対策課 交通施策推進担当課
内容	<p>大型自転車（子乗せ自転車等）の駐車に配慮するため、足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則（以下「規則」という。）を改正したので、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 改正理由</b></p> <p>近年、大型自転車（子乗せ自転車等）の利用が増え、利用者や議会からは自転車駐車スペースの広い施設整備を求める声が多数寄せられていることから、自転車駐車場の利用環境の改善を目指すものである。</p> <p><b>2 改正概要</b>（別紙「新旧対照表」参照 P3～4）</p> <p>規則第28条の後に新たな条文を追加する。 （大型自転車の駐車への配慮）</p> <p>第29条 施設又は自転車駐車場の所有者又は管理者は、条例第20条第1項に規定する自転車駐車場の規模について、大型自転車（子乗せ自転車（子ども用の座席が設置されている自転車をいう。）、三輪自転車、手回し自転車（ハンド・クランクを用いて運転する自転車をいう。）等、通常の自転車に比して、その形状等により必要とするスペースが大きい自転車をいう。）の駐車に対応できるものとするよう努めなければならない。</p> <p>[参考]</p> <p>足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例第20条 第17条から前条までの規定により設置される自転車駐車場の規模は駐車台数1台につき、1平方メートル以上としなければならない。</p> <p><b>3 施行日</b></p> <p>令和7年7月1日</p> <p><b>4 今後の方針</b></p> <p>区の施設・区営自転車駐車場の整備をするときは大型自転車の駐車スペースの確保に努めていくとともに、商業地域・近隣商業地域内の百貨店、スーパーマーケット、銀行等を整備するときには、大型自転車の駐車スペースに配慮するよう整備者に指導していく。</p>

## 足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和58年5月31日規則第31号</p> <p>(追加)</p>	<p>○足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和58年5月31日規則第31号</p>
<p>(設置の届出)</p> <p>第29条 条例第21条に規定する自転車駐車場の設置又は変更の届出は、自転車駐車場設置(変更)届出書(第4号様式)により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による届出に際しては、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 付近見取図</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 各階平面図(売場平面図及び駐車場平面図)</p> <p>(4) 構造図(機械式自転車駐車場の場合に限る。)</p> <p>(設置完了の報告)</p> <p>第30条 施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者は、自転車駐車場の設置を完了したときは、条例第24条の規定に基づき、自転車駐車場設置完了届出書(第5号様式)により区長に報告しなければならない。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第31条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書は、第6号様式とする。</p> <p>(措置命令書)</p>	<p>(大型自転車の駐車への配慮)</p> <p>第29条 施設又は自転車駐車場の所有者又は管理者は、条例第20条第1項に規定する自転車駐車場の規模について、大型自転車(子乗せ自転車(子ども用の座席が設置されている自転車をいう。))、三輪自転車、手回し自転車(ハンド・クランクを用いて運転する自転車をいう。)等、通常の自転車に比して、その形状等により必要とするスペースが大きい自転車(をいう。))の駐車に対応できるものとするよう努めなければならない。</p> <p>(設置の届出)</p> <p>第30条 条例第21条に規定する自転車駐車場の設置又は変更の届出は、自転車駐車場設置(変更)届出書(第4号様式)により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による届出に際しては、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 付近見取図</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 各階平面図(売場平面図及び駐車場平面図)</p> <p>(4) 構造図(機械式自転車駐車場の場合に限る。)</p> <p>(設置完了の報告)</p> <p>第31条 施設又は自転車駐車場の所有者又は管理者は、自転車駐車場の設置を完了したときは、条例第24条の規定に基づき、自転車駐車場設置完了届出書(第5号様式)により区長に報告しなければならない。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第32条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書は、第6号様式とする。</p> <p>(措置命令書)</p>

改正前	改正後
<p>第32条 条例第25条第1項に規定する措置の命令は、措置命令書（第7号様式）により行うものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第33条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。</p>	<p>第33条 条例第25条第1項に規定する措置の命令は、措置命令書（第7号様式）により行うものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第34条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和7年7月1日から施行する。</u></p>